

平成30年 第11回

苓北町農業委員会総会会議録

岡村会長

皆さん、おはようございます。

本日は山下委員さんが欠席でございます。只今事務局の方からお話がありました。先般の天草地区農業委員会の研修会には多数参加をいただきまして、誠にありがとうございました。農業者年金の推進に向けてさらに頑張りたいと思います。苓北特産のレタスの定植も順調に推移しているようでございます。皆様の健康を祈願しながら本日の総会を始めさせていただきます。農業新聞にも書いてありますが、ＴＰＰが12月30日に発行すると新聞報道がなされております。私達苓北町の農家にとりまして、ＴＰＰがどういう風に影響してくるか不安な面もございますが、さらに皆様方と協議をしながら進めたいと思います。本日の審議をよろしく願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は山下委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の坂西委員さんと5番の小野委員さんをお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2、議案第86号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第86号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり茶北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。平成30年11月9日 茶北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

3ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が7件ございます。

面積は田4筆 6, 143㎡。畑3筆 2, 882㎡、計9, 025㎡です。明細は4ページをご覧ください。

続きまして、利用権設定の再設定が11件ございます。

面積は田11筆9, 167㎡。計9, 167㎡です。明細は5ページから6ページをご覧ください。

続きまして、利用権転貸が3件ございます。

面積は畑3筆2, 882㎡、計2, 882㎡です。明細は7ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第86号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第3. 議案第87号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、8ページをお開きください。日程第3. 議案第87号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更に伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2により、意見を求められたので附議する。平成30年11月9日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

9ページをご覧ください。「苓北農業振興地域整備計画変更案の概要」で説明します。1 整備計画変更の沿革 本町では、昭和45年に農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に基づき、農業振興地域整備計画を策定しております。その後、農振法第12条の2に定められた、基礎調査の結果、変更する必要がある場合は、その都度変更しています。今回は基礎調査を実施したことに加えて、国の農用地等の確保等に関する基本方針の変更が行われたため、整備計画を変更することになりました。

2 農用地利用計画変更の概要

(1) 基礎調査の内容ですが、農林水産課では、平成30年2月から5月にかけて、町内全世帯に広報で周知、役場各課への要望調査を行いました。また企画政策課では、町民2,000世帯を対象に町づくりアンケートを実施しています。調査の内容は、除外等の個別相談・各課の事業実施による調査、まちの各環境に関する満足度、今後の町づくりの方向性などを調査しています。

この中で、農地の利用について、全世帯に周知をしましたが、現状に対する意見や事業要望はございませんでした。町づくりアンケートでは、農業基盤の整備状況で満足度が前回平成20年より下がっており、農業基盤への関心が低下しています。しかし、自然環境の豊かさについて、重要度が高いことから、現状の景観を維持するため、山間部の営農が困難な土地についても、一部営農活動が続けられている集団農地については、一概に除外はしていません。

10ページをご覧ください。

(2) 基礎調査を踏まえた全体見直し方針について

農業委員会で非農地判定された土地について、除外を行うことを基本とし、公共用道路用地として供用されている土地についても除外を行います。個別案件については、10月までに各資料の準備ができれば全体見直しに織り込む予定ですが、今のところ、申請はないようです。

(3) 今回の農用地利用計画の具体的な変更内容について

【除外】

- ①農業上の利用が見込まれない非農地判断された農地
- ②小規模農用地
- ③公共転用された土地（開発行為の許可が不要な土地）
- ④宅地転用を希望されており、10月の全体見直しの面積確定時期までに事業計画に伴う各種資料が準備可能な土地。

(4) 変更後における今後の農用地利用計画の管理のあり方
個別除外にあたっての市町村の方針等

町の魅力である自然環境の豊かさを維持するため、できるだけ優良農地として確保する。ただし、人口増加、環境エネルギー政策及び個別の住宅建築等の要望があった場合は、内容等の検討によりその都度対応します。

11ページをご覧ください。変更総括表になります。

左側の区分に番号が書いてありますが、①が先ほど説明しました、農業上の利用が見込まれない非農地判断された農地になります。面積が98,575㎡です。②は小規模な農用地になります。地形及び自然条件等により、農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地が1,985㎡。集落に介在し、農業上の近代化が見込まれない小規模な農用地が5,129㎡。③は公共用地に転用された土地で開発行為の許可が不要な土地が28,035.83㎡。計の133,724.83㎡になります。今回は農用地区域に編入面積がありませんので、変更する面積は、除外面積のみで133,724.83㎡になります。

土地の明細については、12ページから17ページ。図面は18ページに添付しております。先ほども説明しましたが、今回の農振除外については、平成24年から農業委員会が行っている非農地判断した農地。町、県及び国が行った、公共工事で農用地区域内のまになっているものを除外するものです。これから、個別に転用する案件は含まれていません。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がありましたが、10月16日に開催されました、町の農政審議会に私と大仁田委員も出席し説明を受けたところです。この件につきまして、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田委員

会長さんから説明がありましたが、岡村会長と私が出席しまして農政審議会の検討を一緒にやった一人でございます。時代とともに農地の利用の仕方とか、変わっていくのでこういう風に変えていくのが妥当ではないかと私は思います。以上です。

議 長

他にご意見はございませんか。

無いようでございますので、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので、農用地利用計画の変更については、異議はないということで回答いたします。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農業委員等の綱紀粛正について
2. 農地利用最適化ブロック別研修会について
3. 委員の改選について
4. 苓北町農業委員の委員の評価に関する事務処理要領及び農地利用最適化推進委員の事務処理要領について
5. その他

次回、平成30年第12回総会は、平成30年12月7日（金）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、平成30年第11回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時38分

会 長

署名委員

署名委員
